

# 掲示用

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和2年7月30日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榑 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第1 子ども子育て関連事業</p> <p>1.2 保育士資格保有者の活用</p> <p>(1) 利用者の意見聴取について【意見】 (報告書 54 ページ)</p> <p>市は、保育士資格を有する保育所の退職者に対し、以下のような保育現場復帰のための取り組みを実施している。</p> <p>※表は省略</p> <p>保育現場復帰研修会を実施する際に、アンケートを実施し、研修会の感想や保育現場への要望等について意見調査を実施することにつき検討が望まれる。それらの意見を記録として残すことで、次年度以降の研修会の満足度向上も図れる。 (保育・幼稚園課)</p> <p>1.3 職員研修の促進</p> <p>(1) 研修未参加者への対応について【意見】 (報告書 57 ページ)</p> <p>保育に関する知識や技術は日々更新されるものであり、保育の質を保ち、また向上させるためには、職員の積極的な研修の参加が重要である。しかし、私立園を中心に人手不足で研修に参加できないという声が保育現場から上がっていることも事実であり、職員全員が希望通りに研修に参加することは困難な状況といえる。研修に参加できない職員への対応について、保育・幼稚園課に確認したところ、各園で研修に参加した職員が未参加者に対し、情報共有やフィードバックの機会を設けていると回答を受けた。現在のところ、保育・幼稚園課は各園で実施する情報共有やフィードバックの実施状況やどのような形で実施しているかについては関与していない。</p> <p>研修の未参加者に対する情報共有やフィードバックをどのように実施しているのか、園の実地調査の際に実施状況の確認を行い、園内研修の充実を図ることにつき検討が望まれる。 (保育・幼稚園課)</p>	<p>令和元年度からアンケートを実施し、研修会の感想や保育現場への要望等を令和2年度の研修計画に反映した。 (保育・幼稚園課)</p> <p>実地調査の際に、パート勤務の職員等で研修に参加できない保育士へは、職員会等での研修報告や研修報告書の職員回覧等で情報共有する努力をしていることを確認している。</p> <p>今後も、特定教育・保育施設として、職員の資質の向上のために研修の機会を確保することが義務付けられていることを受け、研修会への積極的な参加を更に促していく。 (保育・幼稚園課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>1.4 園の自己評価の促進            (1) 私立園の第三者評価の促進について【意見】</p> <p style="text-align: center;">（報告書 59 ページ）</p> <p>子ども・子育て支援事業計画には、私立保育所などの私立園に対し、福祉サービス第三者評価の受審を働きかけることが盛り込まれているが、平成 30 年度の私立保育所の受審は 3 園にとどまっている。「長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）」によると、保育所の事業者は少なくとも 3 年に 1 回以上の第三者評価の受審に努めるものと規定されており、私立保育所 37 園（平成 30 年 4 月 1 日現在）が 3 年に 1 回、福祉サービス第三者評価の受審を達成することは、現在の受審状況では困難といえる。これは、市が私立園に対しては受審を促すことが限界であること、また、福祉サービス第三者評価機関は県が認証する評価機関に限定され、平成 30 年度の時点で評価対象に保育所がある評価機関のうち、所在が長野市、もしくは、長野市内の認可保育所の評価実績がある機関は 3 機関のみとなっており、実施に対応できる福祉サービス第三者評価機関が少ないことが原因と考えられる。</p> <p>公立園と私立園で福祉サービス第三者評価の受審状況に差がある場合、今後、保護者が保育所を選定するにあたって影響が生じる可能性がある。実地調査等の際に、私立園に対し、第三者評価の目的等について説明し、受審促進を継続的に行うことにつき検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>	<p>長野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立保育所では第三者評価を計画的に実施している。私立保育所については、保育の質を確保するために、今後も実地調査等の際に第三者評価の目的等について説明し、受審促進を継続的に行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>
<p>1.8 延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）            (1) 補助金交付施設への実地調査について【意見】</p> <p style="text-align: center;">（報告書 68 ページ）</p> <p>市は長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱に基づき延長保育事業を行う私立園に対して補助金を交付している。算定される補助金額は、①延長保育事業に要する経費から保育所が徴収した延長保</p>	<p>実地調査対象施設の中から数施設抽出し、延長保育料徴収簿の金額と実績報告書の金額が合致しているかの確認を行う。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>育料を控除した金額と②長野市特別保育事業補助金交付要綱に定める補助金交付限度額を比較して少ない方の金額となる。市は保育所が徴収する延長保育料について徴収簿等調査は行っていない。</p> <p>長野市補助金等交付規則第4条に、市は補助金交付施設に対し、必要に応じて実地調査を行うことができる旨が規定されている。施設が作成する延長保育料徴収簿の金額と実績報告書の金額が合致しているかを確認する実地調査を数件実施することにつき検討が望まれる。それにより他の補助金交付施設に対する牽制効果が期待できる。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>1.9 放課後子ども総合プラン            (1) 運営委員会について【意見】            （報告書 71 ページ）</p> <p>施設の開館時間は、原則は18時までだが市長の承認を受けることで変更することができる。平成30年5月1日時点にける各施設の学校授業日の開館時間は、18時まで8施設、18:30まで77施設、19時まで5施設ある。</p> <p>開館時間の変更は受託者によるが、方針は地域住民の代表、PTA、小学校長等を委員とした各小学校区における運営委員で協議する。協議結果「放課後子ども総合プラン事業の実施時間に関する報告書」を確認したところ、要望があっても職員が不足し変更できない施設や、強い要望があるが様子を見ている施設、要望がない施設もあり、状況は施設ごとに異なるが、施設ごとに過去からの経緯をまとめ、傾向や進捗を把握でき、かつ、全体の状況を網羅できるような管理書類がない。また、「放課後子ども総合プラン事業の実施時間に関する報告書」では、変更の有無にかかわらず理由を記入する旨明記されているが、記入がない報告書が散見される。</p> <p>個々の施設を運営するのは受託者であるが、放課後子ども総合プラン事業は市が主体となって取り組むものである。施設ごとに過去からの経緯をとりまとめ、個々の状況や特性、改善の必要性について把握し、管理することが望まれる。また、変更理由の記載がな</p>	<p>施設の開設時間については、各施設から利用者アンケートの集計結果とともに、時間延長にあたっての課題の提出を受け、取りまとめを行った。</p> <p>今後その結果を基に、需要が見込まれる施設について、課題解決に向けて事業者及び各施設で直接業務に従事する職員等と協議を行うとともに、施設ごとの状況についてとりまとめ、管理台帳として整備していく。</p> <p>また、指摘のあった「放課後子ども総合プラン事業の実施時間に関する報告書」については、理由の記載について事業者を通じて事務局である各施設に徹底していく。</p> <p style="text-align: right;">（こども政策課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>い者に対しては指導し、記入を求める必要がある。 (こども政策課)</p> <p>(2) 研修機会の確保について【意見】 (報告書 71 ページ) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第8条により、放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。職員に対する研修状況を確認すると、施設ごとの代表が参加することが多い。資質向上のため、多くの職員に対して研修の機会を確保することが望まれる。インターネットによる視聴やDVD研修など検討の余地がある。 (こども政策課)</p> <p>(3) 避難訓練について【意見】 (報告書 71 ページ) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条により、放課後児童健全育成事業者は、非常災害対策として、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。平成30年度の避難訓練実施状況を確認したところ、実施は90施設のうち70施設である。 全施設において、非常災害に対する訓練をすることが望まれる。 (こども政策課)</p> <p>(4) 施設の床面積基準について【意見】 (報告書 72 ページ) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第9条により、放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた「専用区画」を設けなければならない。「専用区画」の面積は、児童1人につき概ね1.65㎡以上に努めなければならないが、平成30年度では1.65㎡未満の施設が3拠点ある。うち2施設は次年度以降において改善の目途が立っている。 残る1施設についても「専用区画」の面積</p>	<p>研修については、各施設職員が受講できるよう機会の確保を図るとともに、職場での研修内容の共有化を徹底するよう指導した。 また、研修内容の動画配信など集合せずに受講できる方法についても研究を進めていく。 (こども政策課)</p> <p>小学校内に設置している子どもプラザでは、学校で避難訓練を行っているため、施設独自の避難訓練を実施していないケースもあったことから、施設ごとに年1回実施するよう指導を徹底した。 (こども政策課)</p> <p>条例に定める基準面積を満たすため、基準を下回る施設については、事業を実施している校区の小学校と施設利用について調整を続けているが、児童数及び教室等の使用状況から、1施設については必要な面積を確保することができない状況にある。今後も児童数の推移等も勘案しながら、居室の確保に向けて学校関係者等と調整を続ける。 (こども政策課)</p>



## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ライトステイは、保護者の緊急時に一時的に施設が預かることを想定する事業であり、常時利用があるわけではなく、利用希望数の想定が難しい。結果的に施設の受け入れ態勢の確保ができていない。現在、子育て支援課は、受け入れが出来ずやむなく断った件数や断った相手の記録を行っていない。</p> <p>ショートステイ・トワイライトステイの受け入れを断った件数の記録づけを行うことにつき検討が望まれる。利用件数と受け入れを断った件数を合計した利用希望数を実績値として把握することで、次年度以降の受け入れ先拡大等を検討する際の参考とすることができる。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p> <p>1.11 はじめまして赤ちゃん事業            (1) 研修機会の確保について【意見】            (報告書 78 ページ)            助産師又は保健師に訪問指導業務を委託しており、訪問指導業務委託契約書では「受託者は、委託者が実施する研修会に出席するものとする」としている。市は年に1回研修会を実施しているが、平成30年度は欠席4名、出欠不明者1名いる。欠席者には、資料を渡し要点を伝え、県主催の研修を勧めている。</p> <p>研修は、訪問の内容や質を保ち、技術の向上に資することから、受託者は研修会へ参加する必要がある。市が開催する研修の機会を増やすことや、市以外が開催する同等の研修会を利用すること、インターネットによる視聴やDVD研修など検討の余地がある。</p> <p style="text-align: right;">(健康課)</p> <p>1.12 養育支援訪問事業            (1) 研修の実施について【指摘】            (報告書 80 ページ)            育児支援訪問派遣業務委託契約に基づき、対象家庭へ育児・家事援助の支援員を派遣している。市要綱では、育児支援等を適切に実施することが認められる団体に事業を委託するものとし、育児支援等が適切に行われるよ</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>訪問指導の従事者研修は、訪問の内容や質を保ち、従事者の技術向上に資することから大変重要である。</p> <p>今後は、都合で欠席となる者には、後日、資料を渡し個別に指導する機会を設け、従事者全員を受講させることとする。</p> <p>また、引き続き法制度等の変化に応じて随時新たな情報を提供していくとともに、市や県などが開催する周産期から乳児期の母子保健に関する研修に積極的に参加するよう周知するほか、インターネットによる研修等の情報も提供していく。</p> <p>なお、令和2年2月27日に開催した令和元年度従事者研修会では、従事者16名全員が出席し受講した。</p> <p style="text-align: right;">(健康課)</p> <p>訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、委託事業者へ研修を予定している。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>う必要な研修を実施するとしているが、市から業務受託者への研修は、現受託者が最初に受託した平成 28 年 4 月以降していない。</p> <p>受託者が複数年受託しており慣れている面はあるが、事業の方針や趣旨を確認し、必要な研修の機会を契約期間ごとに持つべきである。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p> <p>1.13 こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場</p> <p>（1）開館時間について【意見】 （報告書 82 ページ）</p> <p>篠ノ井こども広場の開館時間について、指定管理者から開館時間の 1 時間前倒しの要望が平成 31 年 4 月 30 日付の事業報告で行われている。1 時間前倒しの趣旨は、利用時間に偏りがあり、午前中は施設の許容量を超える利用者で、子どもの年齢により運動量の違いが激しく、危険が伴っていることから、午前中の時間を拡充し利用者の分散による安全対策である。</p> <p>指定管理者及び利用者の状況を継続して分析し、条例では、開館時間を午前 10 時から午後 6 時までと定めているが、状況に応じた適切な開館時間について検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>1.14 一時預かり事業</p> <p>（1）一般型一時預かりの受け入れ状況改善について【意見】 （報告書 85 ページ）</p> <p>一般型一時預かりは、公立指定保育所 7 園（公立認定こども園 1 園を含む）及び私立指定保育所 5 園（私立認定こども園 1 園を含む）の計 12 園で実施されている。</p> <p>以下は、一般型一時預かり保育の実施状況である。</p> <p>※表は省略</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>こども広場が行った利用者アンケートでは、施設の開館時間について「現状のままでよい」との回答が 7 割、一方、「開館時間の前倒し」を要望する回答は 3 割であった。</p> <p>また、8 時 30 分や 9 時から開放している地域子育て支援センターにおいても、10 時以前の利用者が少ないことから、現状では閉館時間の変更は考えていない。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>柳町保育園及び山王保育園は、中心市街地に立地しており、入所希望者が多く敷地面積も限られていることから、一般型一時預かり専用保育部屋の増設は困難である。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>実施児童数は増加傾向にあり、一般型一時預かりの需要が高まっていることがわかる。</p> <p>また、一般型一時預かりは、職員の配置、児童の年齢、部屋の面積により受け入れることができない場合、やむを得ず断ることもある。公立指定保育所7園における平成30年度の受け入れの断り件数は以下のように524件（柳町保育園で実施している休日の一時預かりを含む）であった。</p> <p>一般型一時預かりの断り件数状況（平成30年度）</p> <p>※表は省略</p> <p>一般型一時預かりの対象者は、「平日等に家庭において保育を受けることが一時的に困難となる認定子ども園、幼稚園又は保育所に在籍していない小学校就学前の子ども」である。幼稚園において、幼稚園型一時預かりを実施しているが、この対象児童は年齢が3歳から5歳の児童のため、保育所等に在籍していない3歳未満の児童を預ける場合、一般型一時預かりを利用することが多くなる。そのため断わらざるを得ない件数も多い。また、児童福祉法施行規則第36条において、一般型一時預かりを実施する場合には、専用の保育部屋を設け、専任の職員を配置することが義務付けられており、実施施設の整備は簡単ではない。現在のところ、特に、山王保育園及び柳町保育園の施設及び人員について、不足が生じている状態である。</p> <p>保育士不足が叫ばれ、一時預かり専任の職員の確保が厳しい状況ではあるが、現状を維持しつつ、専任の職員の増加を図ることが望まれる。山王保育園及び柳町保育園における、一般型一時預かり専用保育部屋の増設につき検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>1.15 病児・病後児保育事業 （1）補助金算定時の消費税の処理について【意見】</p> <p style="text-align: right;">（報告書88ページ）</p> <p>病児・病後児保育事業は、長野市赤十字病院病後保育室「ゆりかご」、長野松代総合病</p>	<p>補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について確認をし、消費税の処理方法を税込</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>院保育所「バオバブのおうち」の2か所で実施しており、市は、長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。補助金額は、①事業に要した経費から利用者からの利用料及び寄付金等を差し引いた金額と、②長野市特別保育事業補助金交付要綱に定める補助金交付限度額を比較して少ない方の金額となる。</p> <p>平成29年度及び平成30年度の実績報告書及び関係書類を確認したところ、「ゆりかご」が受領している利用料については税抜金額により計上されていたが、「バオバブのおうち」においては利用料が税込金額により計上されていた。なお、長野市補助金等交付規則及び長野市特別保育事業補助金交付要綱において、消費税の処理についての規定はない。</p> <p>「ゆりかご」は、経費額から利用料を差し引いた金額が補助金交付限度額を大きく上回っていたため、税抜金額で計上されていたにもかかわらず、交付される補助金額に影響はなかった。しかし、「ゆりかご」の経費額は税込金額により計上されており、利用料のみを税抜金額により計上することに正当性はない。長野市特別保育事業補助金交付要綱において、消費税の処理方法を税抜きか税込みかどちらかに統一し、規定することにつき検討が望まれる。それにより、長野市特別事業補助金対象事業全体についての消費税処理を明確化できる。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p> <p>1.16 ファミリー・サポート・センター            (1) あっせん状況の把握について【意見】            (報告書91ページ)</p> <p>提供会員の登録総数は、広報誌や、市ホームページ、子育てガイドブックの媒体などの機会を通じて周知しており、子ども子育て支援事業計画の目標370人を超える。一方、依頼があっても提供会員を紹介できないことはあるが、その件数や、理由を具体的に把握していない。</p> <p>当事業は、依頼会員と提供会員との相互援助活動に関する連絡、調整などのあっせんが重要であり、市はその状況を把握する必要が</p>	<p>みで統一した。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p> <p>相互援助活動が成立しなかった件数や理由について把握し、指定管理者とともに相互援助活動が成立するよう努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ある。総数を目標とし全数を増やすことも良いが、あっせんできない状況を把握し、対応の必要性や、対応方法を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p> <p>（2）利用目的について【意見】 （報告書 91 ページ）</p> <p>塾の送迎が個別項目として最も多く、全 3,184 件中 1,126 件ある。要綱では、「育児と職業生活その他の社会活動との両立を支援するため、及び児童の福祉の向上に資する」ことを目的とする。援助の内容は、「目的のために必要なおおむね次に掲げるもの」と定めている。</p> <p>① 保育所、幼稚園等への児童の送迎 ② 保育所、幼稚園、小学校、児童館等の時間外に自宅における児童の預かり ③ 冠婚葬祭、通院、社会的活動等の際の自宅における児童の預かり ④ 自宅において病児又は病後児のうち急性疾患にかかった満 1 歳から小学校を修了するまでの者の預かり ⑤ 前号に係る保育所・幼稚園等への送迎 ⑥ その他必要な援助</p> <p>当事業の多くは塾の送迎であるが、要綱の援助内容に明記されていない。</p> <p>会員同士の相互援助活動ではあるが、あっせんに係る事業費は市が負担している。塾の送迎が要綱に定める援助内容に合致しているか検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>	<p>塾の送迎については、要綱第 3 条 6 項の「その他必要な援助」に含んでいる。</p> <p>なお、全国的に見ても、塾等の送迎にファミリーサポートセンター事業が活用されている。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>
<p>1.18 福祉医療費給付事業</p> <p>（1）事業の持続可能性について【意見】 （報告書 96 ページ）</p> <p>事業の成果・効果の測定指標に受診件数を用いている。平成 30 年 8 月に現物給付へ移行した影響を目標に取り込み、想定通りに運用しており評価できる。一方、乳幼児等の総医療費は 48.7 億円から 53.2 億円へ、給付額は 6.4 億円から 7.6 億円へ増加している。</p> <p>福祉医療費により利用者の経済的・精神的な負担が軽減されるが、総医療費及び給付額</p>	<p>福祉医療費給付事業は、公費負担等の医療補助、高額療養費や付加給付等を除いた、受給者の保険診療の一部負担金のうち、自己負担分を支給している。</p> <p>適切な給付を行うため、制度の周知を行うことは必要であるが、「適切な受診への取組み」は、医療機関等も含め各保険者等が行うべきものとする。</p> <p>制度の持続可能性については国の制度改正等、総合的な見直しが必要であり、県の補助拡大も含め働</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>の増額は、福祉医療給付事業の持続可能性に影響するため、「適切な受診への取組み」という指標も事業効果の検証の視点に取り入れることが望まれる。子や孫の世代まで制度の持続可能性を訴えるよう積極的な周知に取り組んでほしい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p> <p>(2) 不正を防ぐ仕組みについて【意見】 (報告書 97 ページ) 福祉医療費給付制度の受給者において、医療費の支払いが困難な者に対し医療費の支払いに充てる資金の貸し付けをしており、貸付金は平成 30 年度に 22 万円ある。現物給付でない場合、福祉医療費が支払われるまで 2、3 か月あるため、当制度利用者は市から資金を借り受け、医療機関等の窓口で受診料に充てる。</p> <p>貸付方法は資金を借受人に支払うものとしているが、貸付金の目的外利用を防ぐため、支払先を医療機関等に変更することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p> <p>(3) 委託契約の実績報告について【意見】 (報告書 97 ページ) 福祉医療システム運用支援業務をシステム会社に委託している。業務内容は(1)QA 対応、(2)支援・依頼対応、(3)要望対応、(4)障害トラブル対応、(5)課題管理対応、(6)キャパシティ管理、(7)パッケージレベルアップ、(8)処理立会い作業である。</p> <p>平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの費用は、年 458 万円で作業工数により予定額を積算している。委託先からは作業内容の報告を受けているが作業工数及び金額について報告を受けていない。</p> <p>毎年度生じる委託契約のため、作業工数及び金額につき委託先から報告を受けるようにし、予定額の積算と実績とを比較して予定額が適切であったかどうかを検証することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p>	<p>きかけを継続していく。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p> <p>現状では、受診後の確定した医療費分を貸付し、その度に受給者と状況や償還について確認を行っており、受給者との接触を多くすることが目的外利用の防止になっているものと考え。</p> <p>しかしながら、福祉医療費貸付金の不正をより防ぐ仕組みにするため、すでに支払先を医療機関等としている他市を参考に、導入の可否について調査、研究していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p> <p>令和 2 年度の契約から、作業工数及び金額につき、委託先から報告を受けるようにし、予定額の積算と実績とを比較して予定額が適切であったかどうかを検証するよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>1.19 実費徴収に係る補足給付を行う事業            (1) 事務負担の軽減について【意見】            (報告書 99 ページ)            実費の補足給付について、私立園は対象者の実費徴収を免除する方法をとり、その後、実費の免除分を市が施設に支給している。公立園については、対象者が支払った実費を後日、市から対象者に支給している。            補足給付の対象者から実費をいったん徴収したうえで給付を行うのではなく、あらかじめ徴収を免除する方法によることはできないだろうか。園の事務負担の軽減のため検討が望まれる。            (保育・幼稚園課)</p> <p>1.20 保育所地域活動事業            (1) 活動内容の見直しについて【意見】            (報告書 101 ページ)            平成 30 年度、公立保育所及び認定こども園の全ての園において、私立保育所も市内 37 園のうち 36 園において、保育所地域活動事業を実施した。園が実施する保育所地域活動事業の具体的な内容については、各園が企画するが、毎年恒例となる行事が多く、例年通りのものを実施することが多い。保育・幼稚園課は保育所地域活動事業の具体的な内容について関与していない。            各園の担当者同士で保育所地域活動事業について意見交換や活動紹介をする機会を設けることにつき検討が望まれる。園同志士の交流の機会や他の園の活動内容を知ることで、各園の今後の事業に生かすことが期待できる。            (保育・幼稚園課)</p> <p>1.21 子育てガイドブックの作成            (1) 広告主の納税状況審査について【指摘】            (報告書 103 ページ)            子育てガイドブックの広告掲載にあたり、市は協働事業者から申請を受けた広告主の審査をし、市税に未納付がないことを確認している。未納の確認は、子育て支援課から依頼</p>	<p>実費の補足給付については、対象者が支払った実費相当額を補助するものであり、国の要綱に基づき事務処理を行っている。            私立園は、要綱に基づき対象者への補助を代理受領しているものである。            (保育・幼稚園課)</p> <p>公立園においては、市内を 4 ブロックに分け、ブロックごとに年 1 回、地域活動事業について意見交換している。            (保育・幼稚園課)</p> <p>市税未納の有無を確認した結果、その有無を判断できなかった場合には、広報広聴課と協議して対応していく。            (子育て支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>を受けた収納課がしている。広告掲載申込書を確認したところ、市税の未納について「あり・なし」の判断がなく「該当なし」と印字されたものが1件あった。「該当なし」の印字だけでは、市税に未納がないことを判断できない。</p> <p>該当なしの状況を確認し、その上で市税の未納について判断すべきである。監査時に状況を確認したところ、事業の開設届けが審査時に提出されていないため「該当なし」と印字していた。個人事業者であれば、事業所得以外の所得により市税未納の有無は判断できる。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p> <p>1.22 子育てサークル等のネットワーク化への支援            (1) 関連事業の整理・統合について【意見】            (報告書 104 ページ)</p> <p>子ども子育て支援事業計画において「子育てサークル等のネットワーク化への支援」を個別事業として記載しているが内容は「子育てサークル活動支援」事業の一環であり、別事業として分ける必要性が低い。</p> <p>当事業の主な取り組みが、サークルの設立支援や、運営・活動の助言、ホームページ等による周知になっており、「子育てサークル等のネットワーク化への支援」事業と、「子育てサークル活動支援」事業に分けて管理する効果が薄い。「子育てサークル活動支援」事業に含めて扱う方が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p> <p>1.23 長野市子育て情報ホームページの作成充実            (1) 事業計画を意識した事業実施について【意見】            (報告書 106 ページ)</p> <p>子育て情報ホームページの見易さ、検索しやすさ等改善に取り組んでいるが、平成30年度のながの子育て情報ページへのアクセス数は18,906件と子ども子育て支援事業計画の目標24,193件を下回る。目標件数を設定した背景が共有されておらず、目標達成を意</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（計画期間令和2年度～令和6年度）では、「子育てサークル等のネットワーク化への支援」は、「子育てサークル活動支援」の中で必要に応じて実施することとした。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p> <p>令和元年12月に子育て情報ホームページを再構築し、見やすさ、検索しやすさ等の改善を図った。ホームページへのアクセス数の目標達成を意識した上で、市民のニーズに応え、充実した分かりやすい内容を発信していくことを所属内で確認した。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>識した取り組みをしていない。</p> <p>市民のニーズに応え、内容の充実を図るとともに、わかりやすい発信に努めることが事業目的であるが、子育て情報ページへのアクセス数は事業目的達成のためのひとつの目安になる。目標設定の背景を理解した上で、適切な件数の目標を設定し、目標達成を意識して事業に取り組むことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p> <p>1.24 地域活動団体に対する活動 (1) 子育てに関連する団体との連携について 【意見】</p> <p style="text-align: right;">(報告書 109 ページ)</p> <p>子ども・子育て支援事業計画において、子ども政策課「児童育成地域組織に対する活動支援事業」、保育・幼稚園課「長野市子育てサークル活動支援事業」があるが連携していない。</p> <p>「地域における子育てに関連する支え合い活動をする団体の情報」として有用であるため、連携して取り組むことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p> <p>1.25 長野市子育てサークル活動支援 (1) 適切な指標・目標の設定について【意見】 (報告書 111 ページ)</p> <p>平成 31 年 3 月末の補助金支給団体は 13 団体と子ども子育て支援事業計画の目標 40 団体を下回る。これは、子育てサークルの総数が過去から減少傾向にあったことに加え、子育てサークルの運営費全般について補助対象としていたものを見直し、平成 30 年度から構成員以外の者を含めた事業を主な補助対象としたことにもよっている。</p> <p>子ども子育て支援事業計画作成時と状況が変わったのであれば、事業の実施状況を把握しながら、適切な目標値を設定することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>住民自治協議会が、必要に応じて子育てに関連する団体と連携して取組が行えるよう、子ども・子育て支援事業計画の当該事業における活動団体について、情報提供を行なう。</p> <p style="text-align: right;">(福祉政策課)</p> <p>第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（計画期間令和 2 年度～令和 6 年度）では、令和 6 年度の目標値を現状維持の 13 団体とした。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p>

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>1.26 児童育成地域組織に対する活動支援            (1) 事業計画を意識した事業実施について【意見】</p> <p style="text-align: center;">(報告書 113 ページ)</p> <p>今年度から各地域組織の児童育成活動をまとめた冊子を作成し、各地域組織及び児童館・児童センター、子どもプラザに配布して周知に取り組んでいるが、平成 30 年度末の補助金支給団体は 17 団体である。子ども子育て支援事業計画の目標 42 団体を大きく下回り、団体数は年々減少している。</p> <p>活動団体では、補助金を利用して芸術鑑賞や、料理教室、工作教室等を行っており、バスを利用した遠出もできる。家庭及び地域が一体となって児童の健全育成を図るために、積極的な周知を図り、団体数増加に向けて取り組むことが望まれる。</p> <p>具体的な補助金活用事例を紹介して魅力を伝えることや、補助金申請手続きに必要な事業計画や予定収支、帳簿の整理方法等を分かりやすく伝えるなど支援の余地はある。</p> <p>一方で、社会情勢の変化を踏まえることに加え、補助金申請にかかる申請側と行政側双方の事務処理コストの視点から、事業効果を検証されたい。</p> <p style="text-align: center;">(こども政策課)</p>	<p>引き続き、各地域組織の児童育成活動をまとめた冊子を作成し、こどもフェスタ等でも配布し、参加する各団体にも紹介するなど、活動の輪を広げるとともに、コスト意識を持ちながら、現在活動している地域組織とどんなサポートが必要か相談していく。</p> <p style="text-align: right;">(こども政策課)</p>
<p>1.27 ながの子育て家庭優待パスポート事業            (1) 協賛店舗増加に向けた取り組みについて【意見】</p> <p style="text-align: center;">(報告書 116 ページ)</p> <p>平成 30 年度の協賛店舗数は 1,004 件と子ども子育て支援事業計画の目標 700 店を超えており評価できる。一方、周知活動は、長野商工会議所だよりに協賛店舗募集の周知文書を同封するなど協賛店舗募集をしているが、県の周知活動や事業運営に頼ることも多い。</p> <p>子育て家庭を地域全体で支える機運を高めるための市内協賛店舗増加や活性化は、市が主体となって取り組むものである。子育て家庭を地域全体で支える機運を高めるため、子育て優待は何が有効か。協賛してほしい店舗を個別に定めどのように協力をとりつけていくか。積極的な取り組みや評判の良い取り組みをしている協賛店舗を定期的に紹介し活性</p>	<p>子育て家庭を地域全体で支える機運を高めるため、市ホームページや広報ながの等で協賛店舗募集の周知を図るなど、市内協賛店舗の増加や活性化につなげていく。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>化を図れないかなど、商業振興支援事業を行う商工観光部と連携して検討しても良い。 (子育て支援課)</p> <p>1.28 出産・子育て応援メール配信事業 (1) 狙いを絞った周知について【意見】 (報告書 118 ページ)</p> <p>メール配信登録件数は、チラシ、市ホームページ、子育てガイドブックの媒体や、母子手帳交付時などの機会を通じて周知しており増加している。登録件数増加に向けて、対象世帯全体に周知しているが、対象を絞った周知はしていない。</p> <p>妊娠中や0歳から5歳児のいる世帯全体への周知も良いが、限られた人数、予算で事業を運営しているため、効率的、効果的な周知活動が望まれる。例えば、妊娠や出産前後の方への周知及び登録に注力することで、5歳までの継続した登録が期待できる。また、登録年齢状況が分かれば、登録数の少ない年齢に絞って周知活動に注力することができる。 (子育て支援課)</p> <p>第3 高齢者福祉関連事業</p> <p>3.1 老人クラブの育成事業 (1) 老人クラブへの加入促進について【意見】 (報告書 172 ページ)</p> <p>老人クラブ数、会員数の減少に対して、地区老連から各地区の住民自治協議会を通してクラブへの加入を促進し、また、老連新聞を定期的に発行してクラブの周知・加入促進を行っている点は評価できる。しかし、老人クラブ連合会との話し合いの場や各会員の声を聴く機会については、現在設けられていない。</p> <p>高齢化社会が進む中、長きにわたり老後の生活を健やかで豊かなものであることに寄与してきた老人クラブ、会員数の減少に歯止めをかけるために、老人クラブ連合会との話し合いの場を設けると同時に各会員の声を聴く機会をつくり、ニーズを適切に把握することにも努めてほしい。例えば、老人クラブの成功例を積極的に対象者にPRするなど、クラ</p>	<p>本事業は、妊婦及び配偶者並びにその家族、0歳から小学校入学前の乳幼児の父母及びその家族を対象にした事業であり、子育て支援に必要な情報量や頻度から、妊婦への配信が一番多く、次に0歳、1歳の順に配信頻度が多い事業である。</p> <p>従って、妊婦や0歳、1歳などの低年齢層へ重点的に周知を図る必要があるため、従来からの妊娠届、出生届時の周知に加え、マタニティセミナーなどで周知していくこととした。 (子育て支援課)</p> <p>老人クラブ連合会との話し合いの場や各会員の声を聴く機会については、今後、設けていく。</p> <p>老人クラブの加入促進のための周知は、広報ながの等で行っているが、今後はその魅力を更に伝えられるような広報に努める。 (高齢者活躍支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ブへの加入促進に一層注力されることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>（2）会員割額について【意見】 （報告書 172 ページ）</p> <p>老人クラブに加入している会員数に応じて各クラブへ助成される会員割額の助成要件として「年間を通じて恒常的かつ計画的に補助金の対象となる活動を行い、相当数の会員が常時参加していること」の記載がある。年間を通じた活動については、各老人クラブが提出する社会活動実績報告書により、年間を通じて活動を行っていることの確認はされている。</p> <p>しかし、相当数の会員が常時活動に参加しているという要件については、確認しておらず、参加割合などの明確な基準もない。</p> <p>補助金助成要件として「相当数の会員の常時参加」と明記されているのであれば、当該事項について明確な基準を定め、確認したうえで会員割額の助成を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>（3）会員数の把握について【指摘】 （報告書 173 ページ）</p> <p>長野市老人クラブ活動促進事業補助金書類作成の手引きに、課に提出した会員数と市老連に提出した会員数に相違があった場合には、市老連へ報告した会員数を正しいものとする事となっており、どちらの会員数が正しいものなのかという確認は行っていない。</p> <p>会員数により、補助金の交付額が異なる可能性があり、補助金の公益性の観点から受益者である市民の間に不公平が生じかねない。したがって、どちらの会員数が正しいものであるかの確認を行い、公平性を担保すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>組織として活動していると認められる最低人数は、社会一般的に 10 名以上であると考えられるため、会員数が 10 名以上のクラブを「相当数の会員が常時参加している」と捉え補助対象としている。</p> <p>既存の老人クラブは全てこの要件をクリアしており、会員が減少したクラブは会の維持ができずに解散等になっているため、基準の制定までは考えていない。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>正しい会員数の把握できるよう、相違があった場合は市老連に問い合わせの上、確認を行う。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(4) 申請書類の記載について【指摘】            (報告書 173 ページ)</p> <p>課が作成した老人クラブ活動促進事業補助金申請書類作成の手引きの中の歳入歳出予算書に「摘要には、それぞれの明細を記入すること」との旨の記載がある。しかし、当該書類に添付された歳入歳出予算書において各科目の金額の摘要欄が空欄であるものが一部あった。</p> <p>補助金の対象となるか否かの判断する拠り所となる摘要欄については、補助金の公益性の観点から確実な記載が求められるため、書類作成の手引きに従った処理をするように各老人クラブへの指導を行うべきである。            (高齢者活躍支援課)</p> <p>3.2 おでかけパスポート事業</p> <p>(1) 利用者数の分析及び利用促進について【意見】            (報告書 175 ページ)</p> <p>平成 28 年度から平成 30 年度までにおでかけパスポート所持者は約 4,000 人増加し 54,740 人となっているが、1 日あたりの平均利用回数は 45 回減少し 2,546 回となっている。この要因について、今後は利用者アンケートによる分析を検討しているが、現在、分析は進んでいない。本事業は高齢者のバス利用の促進を図るものであることを鑑みると早期に平均利用回数の減少の要因を分析することが必要であると思われる。</p> <p>高齢者のバス利用促進という事業目的を達成するために、早期に分析を進め、1 日あたりの平均利用回数の減少の要因を特定し、バス利用促進により一層注力されることが望まれる。            (高齢者活躍支援課)</p> <p>(2) バスの乗り方教室について【意見】            (報告書 175 ページ)</p> <p>平成 30 年度よりおでかけパスポートの利用促進を目的としたバスの乗り方教室を開催し、実際のバス利用の方法を体験できる機会を設けている。平成 30 年度は市内各地区で合計 6 回開催され、利用促進について一定の</p>	<p>摘要欄に確実な記載がなされるよう、よく確認するとともに必要な指導を行っていく。            (高齢者活躍支援課)</p> <p>毎年数回、バス事業者と市によるおでかけパスポート実行委員会幹事会を開催しており、利用実績の報告、減少原因の分析をしているものの、利用回数の減少の要因については特定できていない状況である。</p> <p>幹事会において、引き続き分析するとともに、集客力のある乗り方教室の開催など、利用促進につながる具体的な取組を協議・実施していく。            (高齢者活躍支援課)</p> <p>駐車スペースの不足問題を解決するため、所管する老人福祉センター等を利用して開催する予定である。            (高齢者活躍支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>効果をあげている。しかし、実施初年度ということや教室において利用方法の説明だけでなく、実際の体験も行うため、体験スペースの確保や大幅な終了時間の遅れなど課題があった。</p> <p>利用促進の観点からは非常に有効な手法であるため、課題についてその都度解決策を検討し、次年度以降も引き続き開催し、バスの乗り方教室をよりよいものとするのが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>3.3 敬老祝事業            (1) 事業内容の見直しについて【意見】            （報告書 179 ページ）</p> <p>過去の敬老祝事業の実施状況の推移のとおり、高齢者の人口増加に伴い対象者の増加が今後も見込まれることを踏まえると市の財政を逼迫する可能性も考えられる。</p> <p>また、本市の平均寿命は、男性 82.3 歳、女性 87.8 歳（出所：平成 27 年度市町村別平均寿命（厚生労働省））であり、いずれも 80 歳以上となっていることから、77 歳を対象者とする点については、長寿を祝うという点においては事業の趣旨にそぐわない感も否めない。</p> <p>他市の状況、市の財政状況といった社会情勢及び事業趣旨の観点から本事業について対象年齢の引き上げといった見直しが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>3.4 ながのシニアライフアカデミー運営事業            監査の結果            (1) 規約等の整備について【意見】            （報告書 181 ページ）</p> <p>本事業の運営は、ながのシニアライフアカデミー規約を根拠として運営がなされており、市と大学が共同で行う事業である。しかし、現在の当該規約には、入学の申請時期や受講料の納入時期が明記されておらず、また入学願書等の雛型といった各種関係書類の様式等の記載がない。</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>対象者が多く、職員及び祝品の調査・伝達を行う民生委員の事務量の負担が大きい 88 歳（米寿）敬老祝について、令和 2 年度は、新型コロナの影響で伝達方法を対面から郵送に変更した。</p> <p>今後も郵送の方法とした場合のコスト削減効果や高齢者の心情的影響を検証し、写真撮影事業を含む敬老祝事業全体として、内容の見直しを検討する。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>令和 3 年度を受講生募集に際して、規約の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>本年度は受講生の募集を行わず、運営内容を検討するとのことであるが、運営内容とあわせて、他課や他事業の要綱、規約やマニュアル、内規を参考にするとともに、大学とも協議を重ね、規約等の整備をさらに推進することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>3.5 老人福祉センター（愛称：かがやきひろば） 管理・運営事業</p> <p>（1）指定管理者からの施設管理報告について【意見】</p> <p style="text-align: right;">（報告書 183 ページ）</p> <p>各指定管理者から担当課へ定期報告書として毎月施設管理報告が提出されている。施設管理報告では、施設本体、備品、駐車場といった各種項目について、正常であるか、不具合があるかといった記載がされ、不具合がある場合は、その対応や修繕予定などを記載することとなっている。しかし、その記載の一部に、記載方法が適切でない箇所が散見された。具体的には、施設の劣化の記載があるにも関わらず、記載欄には正常である「○」と記載されていた。</p> <p>当該報告書は指定管理者が作成しているものであるが、提出された報告書については、課として確認し、必要に応じて記載方法を指導する必要があると思われる。</p> <p>施設管理報告書について、確認を行い、適切でない記載があった場合には必要に応じて記載方法を指導し、施設ごとの運用を統一するといった方法にすることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>3.6 老人憩の家（愛称：いこいの家）</p> <p>（1）利用券申込書の管理について【意見】</p> <p style="text-align: right;">（報告書 186 ページ）</p> <p>現在、支所において発行された利用券申込書については、次のいずれかの方法により管理することとなっている。</p> <p>①利用券交付簿へ転記し、利用券申込書はシュレッダーにて廃棄</p> <p>②利用券申込書をそのまま保管し、一定期間</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>指定管理者が作成し、提出された報告書について、不備等があった時は指定管理者に連絡・確認し、施設ごとに運用が統一できるように指導や助言等の対応をする。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>今後、支所において統一的な利用券申込書の管理ができるよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>保管後シュレッダーにて廃棄            ※支所の人員体制により支所ごと管理しやすい方法を選択している。</p> <p>利用券申込書は利用券交付の根拠となる重要な書類である。したがって、例えば、利用券申込書原本の保存及び利用券申込管理簿への転記を行い、一定期間経過後に原本をシュレッダー処理する管理方法に統一して運用する方が適切ではないだろうか。利用券申込書の管理方法について、上記の方法を含め、今一度、最適な管理方法について検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>（2）安全管理について【意見】            （報告書 186 ページ）</p> <p>各施設の利用者は民間の入浴施設等の増加に伴い減少傾向にあるが、それでも平成 30 年度の日平均利用者数は 59.74 人、延べ利用者数は 176,168 人、うち障害者は 34,299 人となっており、多くの市民が利用している。しかし、その施設の一部は耐震補強が必要であり、震災等の不測の事態に対しての対策がなされていない。</p> <p>利用者の減少に応じて施設の在り方そのものを含めて再編・統廃合を進めることで予算を確保しながら、不測の事態に備え、人的な被害を最小限にし、利用者の安全確保を図る対策を早急に講じることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>3.7 ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業</p> <p>（1）利用者のニーズの把握について【意見】            （報告書 188 ページ）</p> <p>各交流ひろば利用者のニーズの把握については、受講料を徴収するときなど、口頭によるもの、施設からのヒアリングにとどまっている状況である。他方、類似事業である老人福祉センター（愛称：かがやきひろば）管理・運営事業では、毎年アンケート調査を行っている。</p> <p>類似事業で利用者のニーズを積極的に吸い上げているように、本事業でもアンケート調</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>現在は、限られた予算の中で安全管理対策を実施しているところであり、今後、策定する公共施設個別施設計画も考慮しながら、必要な施設には安全確保を図る対策を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>講座や施設の利用者等を対象とするアンケートを実施し、今後の施設の管理・運営に反映させる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>査を行い、より一層利用者のニーズを把握することが望まれる。 (高齢者活躍支援課)</p> <p>3.8 シニアアクティブルーム運営事業 (1) 代替会場の検討について【意見】 (報告書 190 ページ)</p> <p>講座開催会場となっているもんぜんぷら座は平成 31 年度より耐震工事を行っているが、工事期間中には講座を設定しないことに対応している状況であり、代替会場の検討がなされていない。しかし、本事業は中心市街地に老人福祉センターと同等の機能を持ち高齢者の活躍を支援する趣旨の事業として運営がなされており、実際に多くの高齢者が様々な講座に参加しており、年度ごとの事業計画でも目標を上回るという高い評価を得ている。</p> <p>受講者も増加傾向にあり、今後ますます進むであろう高齢化社会での高齢者の活躍の場の提供に寄与するためにも、代替会場を検討することが望ましい。予算の関係や運営上の問題もあろうとは思いますが、できうる限り講座会場を確保できるようにより一層注力されることが望まれる。 (高齢者活躍支援課)</p> <p>3.9 高齢者授産施設就労奨励金支給事業 (1) 利用者の満足度向上について【意見】 (報告書 191 ページ)</p> <p>事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者からの要望はほぼないとのことだが、アンケートにより利用者の意見を聞く機会を設けることも利用者の満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。</p> <p>利用者の満足度向上を図り、利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。 (高齢者活躍支援課)</p>	<p>予算の関係や運営上の問題もあるが、今後も改修工事等があれば、可能な限り講座会場を確保できるように注力していく。 (高齢者活躍支援課)</p> <p>施設長等は、利用者の奨励金申請書や受領書を定期的に提出するため、市との連絡を取っていることから、このような機会を利用した聞き取りを検討する。 (高齢者活躍支援課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>3.10 はり、マッサージ費等助成事業            (1) 助成金について【意見】            (報告書 194 ページ)            現在、はり、マッサージ施術者として登録している者への市からの助成金は1日あたり5,500円となっており、施術人数にかかわらず一律である。また、根拠法令はなく、視覚障害者協会との覚書によって決定しているとのことである。            はり、マッサージ施術者への助成金額を施術人数×助成単価としている市町村もある。他市の事例も参考にし、制度の目的である視覚障害者の福祉の向上という観点から施術者の要望も取り入れながら、施術者への助成金額や算定方法などについても検討することが望まれる。            (高齢者活躍支援課)</p> <p>(2) 実施要綱の整備について【意見】            (報告書 194 ページ)            本事業は長野市はり・マッサージ事業実施要綱によって運営されているが、施術者への助成金額、一回当たりの施術時間といった基本的な事項の記載がされていない。他方、これら基本的な事項は実施要綱に記載されたうえで運営が行われている市もある。            事業実施要綱は事業運営の根拠法令となる重要なものであることから、他市の事業要綱も参考にしながら、助成金額や施術時間といった基本的事項を事業実施要綱に盛り込むことが望まれる。            (高齢者活躍支援課)</p>	<p>各老人憩の家の利用者数に差があることから、はり・マッサージの利用者数にも差が生じており、施術人数ベースで助成金額を定めると施術者間の公平性を損なうおそれがある。            視覚障害者の福祉向上のため、今後も施術者の要望を取り入れながら事業を進める。            (高齢者活躍支援課)</p> <p>他市の要綱を参考に、視覚障害者福祉協会と協議の上、要綱の改定を検討する。            (高齢者活躍支援課)</p>
<p>3.11 介護予防教室            (1) 類似事業との重複について【意見】            (報告書 195 ページ)            介護予防教室の目的は介護予防の普及啓発であり、要介護リスクやその予防方法について広く市民に周知しているものである。一方、地域での住民による主体的な介護予防活動の場としてはつらつ俱樂部がある。はつらつ俱樂部とは、高齢者を中心として、健康寿命を長く保つための体操や脳トレ・レクリエーション等の介護予防活動を市内各地域で行</p>	<p>介護予防教室は、地区の実情に合わせ、介護予防に資する運動、栄養、口腔機能向上等の啓発を行っている。ご指摘のとおり、総合事業の実施に伴い、各地域ではつらつ俱樂部の立ち上げ及び継続支援を実施している。また、はつらつ俱樂部のほか、地域のお茶のみサロン、公民館活動及び民間スポーツ施設等が充実している地域など、地域により実情が</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>う自主グループであり、総合事業における一般介護予防事業として市が立ち上げから継続まで支援している。はつらつ倶楽部は地区ごとに活動し、平成30年末時点で171団体が活動しているが、普及が進みつつあり、最終的には市内全域に400～500団体を目指している。介護予防教室にて介護予防について学んだ後に、その継続方法の一つとして、はつらつ倶楽部等地域での介護予防活動につながっていくよう、現在検討中である。</p> <p>介護予防教室は地域包括支援センターが実施するが、仕様書では委託料の支払いを年9回までとしており、年9回の実施が多い。しかし、中には年5回の実施に留まるセンターもある。市では極端に少ないことがないように指導するとしているが、センター業務は多岐に渡り、多忙である。平成29年の地域包括支援センター調査において、業務量が大変多い、多いと答えたセンターの割合は16/18に上る。今後もその役割の増加に伴い、業務量も増加していくと思われる。</p> <p>はつらつ倶楽部の普及により体操や交流等による介護予防活動の継続が進みつつある中、介護予防教室の事業目的が普及啓発であることを踏まえ、センターの現状を考慮し、地区の地域資源やニーズ等、地域包括支援センターが担当する地区の状況に合わせて、効果的、効率的な実施の検討が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.12 介護予防・日常生活支援総合事業（移動支援サービス）</p> <p>（1）利用者のニーズの把握について【意見】 （報告書199ページ）</p> <p>移動支援サービスは、サービスDとして厚生労働省より訪問型サービス類型のモデルケースとして例示されている。総合事業開始時、市では他のサービス類型（AからC）の導入を優先して検討し、移動支援サービスの導入は積極的に検討されなかった。</p> <p>介護予防・生活支援サービスは介護保険特別会計で行われており、利用者は要介護認定の要支援相当の人が想定されている。国のガイドラインによって、利用者の半数以上が要支援相当の人であれば、間接経費部分のみが</p>	<p>異なっている。</p> <p>現行の開催方法を見直し、はつらつ倶楽部等の介護予防の場が充実している地域においては、地域包括支援センターが実施する介護予防教室から地域の介護予防の場に移行、また、介護予防の場が少ない地域においては、地域包括支援センターが引き続き介護予防教室を実施するなど、地区の実情に合わせた方法を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>本市では、市社協が主体となり、地域住民の有償ボランティアが移動支援サービスを提供する「地域たすけあい事業」を実施している。今後、総合事業のサービスDとして介護保険財源を活用することを含め、各関係者と協議を進めたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>サービス提供団体への補助金交付対象として認められてはいるが、サービスDの提供のみでは地域住民のニーズを満たすことは難しいと考えられる。また、モデルケースにおける実施方法は住民主体サービス（ボランティア主体によるサービス）に準じているため、地域住民の理解や協力が欠かすことができず、導入には時間を要するサービスでもある。</p> <p>このため、第五次長野市総合計画やあんしんいきいきプラン21に実施事業として記載はあるが、現在、地域包括ケア推進課を中心として、長野市社会福祉協議会、交通政策課、障害福祉課等と連携し、導入に向け検討中である。本市において支援を希望する者は多いことは住民意見交換回答で明らかになっている。</p> <p>移動支援サービスは、今後特に需要の高まるサービスとして、早急に制度設計を進めていく必要があると思われ、地域住民の意見等もよく踏まえた上で、導入に向けた重点的な協議と、早期の実施が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.13 ひとり暮らし高齢者友愛活動事業            (1) 補助対象の明確化について【意見】            （報告書 201 ページ）</p> <p>ふれあい会食を月に1回程度実施し、かつ自宅訪問活動も行うボランティア団体の実績報告書等提出書類を閲覧したところ、ふれあい会食に定期的に参加することになったため自宅訪問活動の対象者から除外する団体と、ふれあい会食に参加していても自宅訪問活動を行っている団体があり、対象者の扱いに差異が見られ、後者には自宅訪問活動の補助金が交付されていた。</p> <p>自宅訪問活動は日常的に地域活動または地域行事に参加する者を対象者としていないが、「日常的に」の程度があいまいである。補助金交付対象には月1回以上の訪問実績を要すとしていることから、ふれあい会食等の行事に月1回参加している者は対象ではないとも考えられるが、その解釈については統一し、各団体へ通知すべきである。</p> <p>介護予防・日常生活総合事業の実施により、各地区で体操やレクリエーションを行う</p>	<p>補助対象についてはこれまでも実績報告の際に要件を団体に伝えてきたが、その解釈の曖昧な部分について、補助対象団体から意見を聴取して集約のうえ、あらためて通知してくことを検討する。</p> <p>いきいき通いの場事業と本事業の対象者は異なるが、社会参加を促す事業という意味では対象が重複する場合も考えられることから、今後の検討課題として捉えている。</p> <p>また併せて、対象者を行政が特定する補助制度ではなく、住民が主体となった通いの場（総合事業B）へ統合していくことも検討する。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>はつらつ倶楽部の数は大幅に増加し、平成 29 年度よりいきいき通いの場事業も実施され、今後高齢者の社会参加の場は増えていくと予想される。現時点で対象者要件について高齢者毎に個別の確認は行っていないとのことだが、現在の対象者が対象から外れるケースが増えれば、補助金の必要性の観点からの確認も必要となろう。自宅訪問活動の意義や重要性が変わるものではないが、その対象者の定義と確認方法については検討すべきである。</p> <p>自宅訪問活動対象者の定義と運用を統一し、確認方法につき検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.14 日常生活用具給付事業 （1）利用者のニーズの把握について【意見】 （報告書 202 ページ）</p> <p>ガス漏れ警報器については近年のガス器具の安全性向上等による必要性の低下、電磁調理器については高齢者が使いこなせないこと等により利用は低調である。実施方法に問題はなかったか、周知は十分であったか等、事業の結果をよくよく検証されたい。</p> <p>日常生活用具の多くは介護保険の給付対象となっているが、対象とならない品目の一つに補聴器がある。実際に補聴器の要望があったものの、高額のため給付対象とはできなかったとのことだが、そうしたニーズを捉えたことは収穫である。高額な品目の対象化が困難なのは、本事業が給付事業だからであり、助成事業であれば対象化は不可能ではないはずである。</p> <p>補聴器の助成については、身体障害者手帳が交付される難聴者であれば障害者総合支援法に基づく助成が受けられるが、比較的軽度の難聴者は助成を受けられないことから、独自の助成制度を整備する自治体もあり、平成 30 年度から始まった日本医療研究開発機構における研究の動向を注視し、検討する余地は多いにあると思われる。</p> <p>日常生活用具給付事業の結果を検証するとともに、国に補聴器購入に対する公的補助制度の創設を働きかける動きがあることを踏まえ、介護保険などの枠組みでは対応できない</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>日常生活用具給付事業については令和元年度末をもって事業を終了した。多くの用具が介護保険に移行し、品目として電磁調理器とガス漏れ警報器が残っていたが、ガス器具の安全機能が充実したことなどから、需要が減少し、事業の意義が失われていると判断した。</p> <p>難聴により学習の遅れ等、発達への影響が懸念される児童の場合は助成の意義があると考えられる。</p> <p>高齢者については、加齢性難聴が生活の質を落とすだけでなく、人との会話や会う機会が減り、引きこもりがちになることで鬱や認知症の原因になることが指摘されていることから、高齢者の補聴器使用に関して現在進めている国の研究の進捗を注視する。</p> <p style="text-align: center;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ニーズに応える事業を検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.15 緊急通報システム            (1) 適切な目標設定について【意見】            （報告書 205 ページ）</p> <p>「あんしんいきいきプラン 21」では、PDCA サイクル実施による数値目標達成のため、節毎に指標名、指標の内容、指標設定の意義が整理され計画に記載されている。第 2 章第 1 節「福祉サービスの充実」の記載内容は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">※表は省略</p> <p>平成 32 年度目標値の算出根拠について質問したところ、平成 28 年度緊急通報システム設置率が <math>1,112 \text{ 台} \div \text{一人暮らし高齢者数 } 9,643 \text{ 人} \approx 11.53\%</math>、平成 32 年度一人暮らし高齢者数推計が 10,853 人、よって平成 32 年度目標値は <math>10,853 \text{ 人} \times 11.53\% \approx 1,251 \text{ 台}</math> のことであった。しかし、この計算は基準値を高齢化率によって引き直したに過ぎず、設置率を固定していることは実質的に現状維持を目標に掲げることになり、これは目標とは呼べない。また、高齢化率を勘案するのであれば、適切な数値は設置数ではなく設置率である。</p> <p>次に、緊急通報システム実績値は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">※表は省略</p> <p>設置数が年々低下している理由を、携帯電話の普及と固定回線利用率の低下としている。確かに携帯電話があれば緊急通報システムは不要と考えることもあろうかと思われ、理由としては納得できる。また、担当課は数値の上昇よりも、必要な高齢者にシステムが行き渡ることを重視しており、数値の低下は致し方ない面もあるかと思われる。しかし一方で、あんしんいきいきプランの指標として当該事業が取り上げられており、ここでは設置数の増加を目指すこととされている。</p>	<p style="text-align: center;">次期「あんしんいきいきプラン 21」策定に当たって指標を見直し、福祉サービスの充実を適正に計ることができるものにしていく。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>当該事業の実施により実現したい姿を明確にし、それを的確に把握できる目標設定と、手法の検討を行うことが望まれる。 (地域包括ケア推進課)</p> <p>3.16 長野市要介護被保険者等住宅整備事業 (1) 利用者のニーズの把握について【意見】 (報告書 208 ページ)</p> <p>事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者から事業について助成金額、交付条件、手続き等に対する要望は特になくのことから、職員が申請や相談を受けたときに利用者へ十分に説明がなされているように見受けられるが、利用者の意見を聞く機会を設けることも満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。</p> <p>利用者の満足度向上を図り利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。 (介護保険課)</p> <p>(2) 業務マニュアル作成について【意見】 (報告書 208 ページ)</p> <p>本事業は介護保険の要支援・要介護の認定者であり、介護保険料を滞納していないこと、かつ、市町村民税非課税世帯である等の要件があり、要件充足を確認するために他課との連携も必要である。さらに申請に必要な書類も多い事業である。制度自体が複雑であり、業務マニュアルの必要性は課としても認識しているが、現在マニュアルは作成されていない。</p> <p>複雑な制度であるため、より正確迅速な事業運営を図るためにも、業務マニュアルを作成することが望まれる。 (介護保険課)</p> <p>3.17 配食サービス (1) 事業の見直しについて【意見】 (報告書 210 ページ)</p>	<p>アンケートは実施していないが、申請時や現地調査を行う際に、利用者や家族と直接お会いし、本事業に対する要望や意見などをお聞きしている。今後も、積極的に利用者の声を吸い上げ、事務改善につなげていきたい。 (介護保険課)</p> <p>令和2年度中にマニュアルを整備し、より正確迅速な事業運営を図る。 (介護保険課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>配食サービス事業は、民間事業者がサービス対象としない中山間地域でお弁当を届け、安否の確認を行うサービスである。唯一地域で実施可能な受託者によって実施されるが、利用希望者が多く、受託者の厨房設備のみでは製造できるお弁当の数に限界があり、希望者全員に希望通りのサービスを提供できず、配食の調整を行っている。配食サービス事業は懸案事項とされているが、有効な改善策は打ち出せていない。また、季節ごとに大きく異なるとの事だが、年間を通してなどの需要量や供給量については把握できていない。</p> <p>本市は市域が広く、特に都市地域と中山間地域では大きく事情が異なる。都市部の高齢者が当たり前のように享受できるサービスを、中山間地域の高齢者は享受できないのであれば、そこに公金を手厚く支出しても、公平性に反することではないと思われる。</p> <p>民間事業者が中山間地域で配食サービスを展開できるよう補助金制度を創設するなど、高齢者の生活に対する支援の在り方を様々な面から検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.18 訪問理容・美容サービス事業            (1) 利用者のニーズの把握について【意見】            （報告書 212 ページ）</p> <p>訪問理容・美容サービス事業の利用者数は以下のとおりである。</p> <p>※表は省略</p> <p>利用者数は年々低下傾向にある。主な要因として、デイサービス等の利用時に同様のサービスが受けられる機会が増えているためと推測しているが、その原因については把握できておらず、理容・美容組合から訪問理容・美容サービスの利用者数低下を危惧してアンケート調査実施の申し出があったが、組合側の準備が整わない、利用を希望しない者にアンケートを実施することは困難との理由から、未実施である。確かにアンケートの実施方法については検討を要するが、利用者数低下の原因を特定できていない現状から、事業の課題を洗い出し、改善点を見つけるための</p>	<p>今後の配食サービスの需要に注視するとともに、配送拠点までの弁当配送に民間のサービスを利用し、拠点から利用者への配達を市が別に委託するなど、地域の実情に応じた持続可能な事業の在り方を検討したい。</p> <p>また、現在の利用料が1食当たり 300～400 円と民間配食サービス（約 600 円程度）より格安であることの是正も視野に入れ検討する。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>利用者数の低下については、施設における理美容サービスの現状等について理美容組合等と意見交換し、ニーズの変化等について把握を進め、自己負担の在り方については、適正な市の助成を「理美容事業者が訪問に要する経費」とする考えのもと、理美容組合等と協議を行い、見直しを実施する。</p> <p>なお、組合としてアンケートを実施したい場合にはその内容等について相談、支援を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>アンケート調査は不可欠である。</p> <p>訪問理容・美容サービス事業についてアンケート調査を実施するなどして改善点の把握に努めることが望まれる。あわせて、自己負担額の在り方など制度の目的に応じた受益者負担についても研究することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.19 在宅福祉介護料</p> <p>（1）事業の廃止について【意見】</p> <p style="text-align: right;">（報告書 214 ページ）</p> <p>平成 12 年 4 月の介護保険制度導入時、介護の社会化が重視され、家族に対する現金給付は家族介護の固定化を招くという理由で導入されていない。在宅福祉介護料に類似の事業は多くの自治体で実施されていたが、介護保険制度の導入を契機に廃止・縮小を行っている自治体が多い。本市の在宅福祉介護料事業は現在まで継続しているものの、支給金額の減額、支給対象の縮小が続いている。例えば第 1 種介護料については、平成 12 年度 135,000 円から繰り返し見直され、平成 21 年度より現在の 35,000 円まで縮小された。継続することにつき、施策として特段の積極的理由を持ち合わせていることもなかった。</p> <p>また、長野市在宅福祉介護料支給条例第 9 条は、受給者は介護に努めることとしているが、申請から支給決定までの事務手続きマニュアルの検証、質問をしたところ、現在の方法では介護者が実際に介護していることの確認はできず、虚偽や虐待といった不適切な申請についても、形式要件を満たしていれば支給されてしまうことが確認された。担当課もこれを課題としており、制度上の問題ともしている。確かに 1,000 人を超す申請者全ての介護実態を確認する現実的手立てはなく、解決は難しいが、制度上、重大な欠陥であることは間違いない。</p> <p>在宅福祉介護料事業については、介護保険制度創設前の、家庭で介護せざるを得ない状況において開始された事業であるという経緯、その後、施設、在宅のいずれの介護サービスも大幅に充実し、誰もが介護サービスを選択できる環境が整ったことに伴う政策的整合性の点等を総合的に勘案し、廃止に向けて</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>虚偽や虐待といった不適切な申請についても、形式要件を満たしていれば支給されてしまうことは懸案として捉えているが、介護者ひとり一人の実態を正確に把握し、個別に判断を行うことは困難である。</p> <p>令和 2 年 2 月 3 日開催、長野市社会福祉審議会老人福祉専門分科会において本事業の在り方について意見を求めたところ、「介護者の励みになっている面もあり継続が望ましいのではないか」との意見があった。</p> <p>単純な廃止ではなく、在宅の要介護者が住み慣れた地域で生活することを支援する、より適切な制度への転換も視野に入れ廃止も含めた見直しを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>検討することが望まれる。 （地域包括ケア推進課）</p> <p>3.20 在宅介護者リフレッシュ事業 （1）事業の見直しについて【意見】 （報告書 215 ページ）</p> <p>在宅介護者リフレッシュ事業は、長野市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が行う介護者相互の交流、相談、介護技術の学習等により介護者の心身の元気回復を図る事業に対し補助金を交付する事業である。具体的には日帰り又は宿泊を伴う温泉旅行であり、参加者負担金は宿泊 3,000 円、日帰り 1,000 円である。市社協の平成 30 年度在宅介護者リフレッシュ事業決算書より、事業費は 2,901,509 円、うち 170,000 円を本補助金、500,000 円を企業寄付金、残りを市社協負担金により賄っている。事業費に占める補助金の割合は 5.8%に過ぎず、その点だけ見れば、補助の必要性は低いと言えるが、廃止には至っていない。事業の経緯を確認しても、これまで廃止を含め、減額や宿泊を伴う事業方法等の見直し等の検討はなされているが、市社協としては宿泊自体が介護者のリフレッシュにつながり、効果も大きいとの見解であり、協議が折り合わず予算措置が続いている。そして、なぜ市が縮小方向の見直しを進めるかについて質問したが、財政事情を考慮した上での優先度によるとの回答に留まり、具体的な理由は示されなかった。</p> <p>事業本来の必要性や効果が十分に検証されないまま、財政事情を理由とするのではなく、市社協の主張する見解について検証することが望まれる。 （地域包括ケア推進課）</p> <p>3.21 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業 （1）事業目的のための手段について【意見】 （報告書 217 ページ）</p> <p>はいかい高齢者家族支援サービス助成事業の認定件数は以下の通りである。</p>	<p>本事業は市社協が民間からの寄付金を積み立て、主な財源として実施しているものである。財源となる基金については、果実が減少し、不足分に寄付金と市社協の財源を充てている状況であり、また、事業の必要性及び効果の検証方法については市社協と協議する。</p> <p>なお、市からの補助金は主に周知用の費用に充てられていることから、別の手段によることも検討する。 （地域包括ケア推進課）</p> <p>現在の助成対象以外の民間サービスについても研究し、はいかい高齢者家族を支援する、十分な効果が期待できる場合には、助成対象とすることを検</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>※表は省略</p> <p>介護保険認定調査結果によると、平成30年度認知症高齢者は12,815人であり、はいかい行動が見られる人数は正確には不明だが、それでも数字は低迷しているように見える。より積極的な周知活動が求められるが、普及率が上がらない理由として、GPSによる位置情報検索サービスはGPS機器をはいかい高齢者が持って出かけないと効果がなく、携帯させるための工夫等、有効に利用するための対策が必要なことも挙げている。現在、別の方策として、所持品や洋服などにあらかじめQRコードを印刷したタグやシールを付けておき、高齢者がはいかいした場合に、発見者等が、QRコードを読み取ると検索を依頼した家族に通報される仕組みの検討も行っている。ただこれも、発見者がQRコードを読み取らないと効果がないという。</p> <p>決定的な手段がないのであれば、玄関への人感センサーの設置を推奨するなど、二重三重の手段を検討する必要がある。QRコードについては、地域住民への周知は必要であるが、外回りの多い事業者の協力事業である見守りSOSネット事業の参加事業者が認知しているだけでも、一定の効果は見込めると思われる。はいかい対策に地域住民の協力は不可欠であり、機器による見守りと同時に、地域による見守りを啓発していくことも重要となる。</p> <p>はいかい高齢者の迅速な保護と介護者の負担軽減という事業目的は非常に必要性が高く、有益である。GPS端末による位置情報検索サービスと合わせて、QRコードその他の方策も取り入れるべきであり、事業目的達成のため更なる周知、啓発を図っていくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.22 介護者教室            (1) 委託料支払い基準について【意見】            （報告書219ページ）</p> <p>地域包括支援センター業務仕様書において、介護者教室の委託料は年3回まで、40歳以上の参加者が1回あたり10人以上の場合に支払うと定めている。40歳に満たない者が</p>	<p>討したい。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>令和2年度の業務委託仕様書において、介護者教室参加要件の年齢基準の「40歳以上」を撤廃した。            （地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>参加できない趣旨ではないものの、介護の社会化、幅広い年代による介護支援の必要性を考慮すると、不合理である。当該規定は、第2号被保険者の加入年齢以上のものを対象としているとのことだが、その根拠は不明確であった。</p> <p>40歳以上の参加を委託料の支払い基準とする仕様書の要件の再検討を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>（2）利用者のニーズの把握について【意見】 （報告書 220 ページ）</p> <p>地域包括支援センター業務仕様書では介護者教室の目的を、介護方法や介護予防又は介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得としている。各包括支援センターが実施している介護者教室の内容について実施報告書により調査したところ、おおむね目的に沿った講座が開催されていた。しかし、高齢者を介護する者が受講する介護者教室の参加者は、自らの介護予防を目的として受講する介護予防教室の参加者との重複が多くみられ、本来介護者教室が対象とする介護者の参加は少ない。センター職員が介護者を教室に誘ってもなかなか来てくれないといったケースも報告されている。また、平成28年度に実施された長野市高齢者等実態調査において、介護者が困っていることについてのアンケート結果では「精神的なストレスがたまっている」が最も高く、介護の知識不足、技術不足に関連する項目は上位10項目に入っていない。こうした事情から、現状の介護者教室は事業目的が介護者のニーズに合致しておらず、事業の有効性の観点から問題がある。</p> <p>一方で実施報告書からは、介護者教室開催後に参加者の交流や意見交換の時間を設けているセンターがあり、介護者が経験談や乗り越え方を話し合い、介護者としての気持ちを学ぶことができたとの報告もあり、そうした時間や経験の共有こそが介護者にとって有益であることが読み取れる。事業として本来応えるべきニーズではないかと思われるが、そうした実際の介護者のニーズを掴むことも必要である。</p> <p>事業目的が介護者のニーズに合致していな</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>本市では、後期高齢者の約33%が介護認定を受けている。90歳以上の高齢者を65歳以上の退職者が自宅で介護をしているケースもあるため、介護者教室と介護予防教室の参加者が重複することがある。また、就労しながら介護をしている介護者が増え、介護者教室への参加が難しい現状がある。</p> <p>ご指摘のとおり、介護者の精神的なストレスの軽減が課題となっている。介護者教室の中で行われるグループワーク等（ピアカウンセリング）や教室前後の受講者同士の情報交換等が有益であることを把握している。</p> <p>現在は、介護者教室の内容及び実施方法について、厚生労働省 H30年3月発行「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」に基づき、介護離職防止、子育てと介護のダブルケア等への支援を含めた事業の抜本的な見直しに向けた検討を行っている。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>いことから、メニューの見直しを含め、事業を抜本的に見直すことが望まれる。 (地域包括ケア推進課)</p> <p>3.23 家庭ごみ処理手数料減免 (1) 適切な在庫管理について【意見】 (報告書 222 ページ)</p> <p>減免用指定袋の残余分については、配送委託業者が契約期間終了後に市が指定する場所に移管することとなっている。その後、担当課では、減免用指定袋の残余分、返還分等を勘案して次年度以降の予算編成を行っているとのことである。</p> <p>しかし、実際は在庫管理をしておらず、棚卸書類も作成していないのでは、予算編成の正確性が担保されていない可能性があると思われる。</p> <p>本事業が、物品支給事業である以上、予算編成にあたって在庫管理を行い、棚卸書類を作成したうえで正確な予算編成を行うことが特に重要である。したがって、今後は予算編成時に残余分、返還分等の適切な在庫管理を行い、棚卸書類も作成したうえで予算編成を行うことが望まれる。 (生活環境課)</p> <p>3.24 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (1) 時流を踏まえた事業の見直しについて【意見】 (報告書 224 ページ)</p> <p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、昭和 62 年より国が推進するシルバーハウジングプロジェクトに基づいて実施されている。生活援助員が常駐して安否確認や一時的な家事援助を行うが、現在では介護保険制度による通所サービスの充実、さらに平成 28 年より開始した生活支援体制の整備と地域作りの推進により、支援の枠組みは整っているため、代替サービスによ</p>	<p>措置（改善）状況</p> <p>一括配送に係る梱包・配送業務委託の残余分の取り扱いについては、令和元年度（令和 2 年度分）の委託仕様書の内容を精査し、現行では、「本市の指示に従い返戻すること」とし、受託者の資材一時保管場所にて、受託者立会いの下で残余分の数を確認し、本課が引き取る形に変更した。</p> <p>また、通常業務で使用する各種資材の在庫について、令和 2 年 3 月 19 日に棚卸及び棚卸書類の作成を行い、この時点での在庫数を基準に、各支所及び本課への配送の都度、日付と持ち出した各種資材の数量について、受け払いの記録をつけるとともに、各支所におけるごみ処理手数料減免申告の月例報告の取りまとめの際にも、帳票上に配送記録として残すよう改めた。</p> <p>今回の改善により、一括配送残余分の適正な処理と、通常業務に係る部分でも二重に記録を残すことで、年度での各種資材の必要数と受け払いについて、より正確な取りまとめが可能となり、適切な在庫管理に基づき、より正確な予算編成につながると考える。 (生活環境課)</p> <p>住宅課と協議のうえ、住宅マスタープランとの整合も図りながら、代替サービスとして他の事業（例えば、緊急通報装置）や民間サービスの活用も検討し、事業のあり方を再考したい。また、入居時に一定の基準で判定を行うなど、福祉的な視点での入居基準を明確にしていくことも合わせて検討して行く。</p> <p>なお、「居住者は制限なく介護サービスを受用できる」という御意見について、本事業は生活支援相</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>る支援の継続が十分に可能である。また、居住者は制限なく介護サービスを楽しむことから、サービスが重複する可能性もある。事業の予算は大部分が生活援助員の人件費であるが、利用が居住者に限定されるサービスのために専属の生活援助員を常駐させる費用対効果も相対的に低下しており、事業の継続について必要度は低い。</p> <p>しかし、事業の見直しについては住宅マスタープランとの整合を図る必要があり、また居住者の同意も必要であることなど課題も多く、現在まで事業の見直しについての協議は実施されていない。</p> <p>高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業は、代替サービスの検討、募集停止や一般公共住宅への契約変更など、住宅課と連携しながら順次見直しを進めることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(地域包括ケア推進課)</p> <p>3.26 成年後見制度利用支援事業 (1) 事業の周知について【意見】 (報告書 227 ページ)</p> <p>「あんしんいきいきプラン 21」では、PDCA サイクル実施による数値目標達成のため、毎毎に指標名、指標の内容、指標設定の意義が整理され計画に記載されている。第 2 章第 5 節「高齢者の権利擁護の推進」の記載内容は以下のとおりである。</p> <p>※表は省略</p> <p>相談件数の実績値は平成 29 年度 603 件、平成 30 年度 835 件であり、目標を下回っている。相談件数を増やすためには制度の周知・啓発が重要となる。同プランでは方針・目標として、市政出前講座やリーフレットなどを通じ、更なる啓発に努めるとしているが、相談件数の実績値からは、未だ成年後見制度が市民に広く知られていない現状が伺える。</p> <p>平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見利用促進基本計画」に基づき、本市では現在、利用促進基本計画を策定中であり、今後は計</p>	<p>談員による訪問や安否確認等の支援を行う事業であり、介護サービスを提供するものではない。入居者は必要に応じて、別途、介護サービス事業者と契約している。</p> <p style="text-align: right;">(地域包括ケア推進課)</p> <p>令和 2 年度に「あんしんいきいきプラン」及び「障害者基本計画」に成年後見制度利用促進についての取組内容を記載し、令和 3 年度に地域福祉計画と一体的に成年後見制度利用促進基本計画を策定する。</p> <p>令和 3 年度から長野市成年後見支援センターを補助から委託に変更し、中核機関として位置付け、市が主体となって円滑な運営に供与する。</p> <p>制度の周知については、啓発用パンフレットの作成、広報誌やホームページの活用等、様々な方法で実施する。</p> <p>また、市民後見人の育成、研修会の実施、認知症キャラバンメイトの育成等により市民が主体となった支援を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">(地域包括ケア推進課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>画に沿って支援体制の整備と、利用促進の取組みが推進されていくと思われる。支援体制が整備されても制度の周知が不十分では、効果は限定的である。</p> <p>現在の周知方法と結果を検証し、より効果的、実践的な周知方法を検討することが望まれる。また、成年後見制度の周知について、今後策定する成年後見利用促進基本計画にも反映させることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>3.27 地域包括支援センター・在宅介護支援センター</p> <p>（1）仕様書に定める内容の不履行について【指摘】</p> <p style="text-align: right;">（報告書 229 ページ）</p> <p>地域包括支援センター業務仕様書には、長野市ケア会議等運営要綱に基づき、個別ケア会議を積み上げることにより、把握した地域課題を地域福祉の推進を図るため、地域ネットワーク会議を行うと定めている。委託料の支払いは年1回までとしているが、2回開催を希望したセンターについては、予算の範囲内で特例として2回分の支払いを認めている。総合事業の開始により、地域ネットワーク会議は医療、介護等の専門職をはじめ、民生児童委員、地域福祉ワーカー、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の関係者が集まり、地域課題を洗い出し、地域の高齢者を支援する場として今後より一層重要となる。しかし、2回開催するセンターがある一方で、平成30年度、委託により運営する全17センターのうち、7センターが1度も地域ネットワーク会議を開催できていない。</p> <p>地域ネットワーク会議を開催することの重要性を考慮すれば、仕様書上委託料の支払いを年1回以上可能とすべきであり、また最低でも1回、地域ネットワーク会議の開催を義務づけるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p> <p>（2）収支決算書の集計誤りについて【指摘】</p> <p style="text-align: right;">（報告書 230 ページ）</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>令和2年度の業務委託仕様書において、地域ネットワーク会議を年1回以上開催すること、委託料は1センターあたり年2回まで支払うことを明記している。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>平成 30 年度各地域包括支援センターの収支決算をまとめた収支決算書について閲覧、検証したところ、2つのセンターにおいて介護予防教室・介護者教室・高齢者実態把握の各委託料を誤って雑収入欄にも重複して二重に計上していることが発見された。受託者からの報告書及び委託料の支払いには誤りがないものの、市が各センターの収支を地域包括支援センター運営協議会へ報告する資料にまとめる段階で誤りが発生した。事業の収支決算は事業の実施状況を客観的に分析する上で、あるいは委託料の変更を検討する上でも重要な資料である。実際に、その後の地域包括支援センター運営協議会において、この資料を基にセンターの収支に関する議論が行われている。</p> <p>報告書をまとめる事務手続きにつき、誤りを防ぐ再発防止手段を講じるべきである。 (地域包括ケア推進課)</p> <p>3.28 利用者負担援護事業 (1) 利用者のニーズの把握について【意見】 (報告書 232 ページ)</p> <p>事業について制度利用者へのアンケート実施など利用者の声を聴く機会を設けていない。利用者から事業について助成金額、交付条件、手続き等に対する要望は特にないとのことから、職員が申請や相談を受けたときに利用者へ十分に説明がなされているように見受けられるが、利用者の意見を聞く機会を設けることも満足度向上を図るためには有効な手段であると思われる。</p> <p>利用者の満足度向上を図り利用者にとってより有用な制度とするために、利用者へのアンケートを実施して、積極的に利用者の声を吸い上げることが望まれる。 (介護保険課)</p>	<p>各地域包括支援センターが決算書、予算書を提出する際、「その他支出」の項目については、備考欄に具体的な内容を記入して提出を求めるなどの改善を行った。  (地域包括ケア推進課)</p> <p>アンケートは実施していないが、申請時や申請に対する問い合わせを行う際に、利用者や家族と直接お話しをし、本事業に対する要望や意見などをお聞きしている。今後も、積極的に利用者の声を吸い上げ、事務改善につなげていきたい。  (介護保険課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 業務マニュアル作成及び研修実施について【意見】</p> <p style="text-align: center;">(報告書 232 ページ)</p> <p>本事業は社会福祉法人等利用者負担軽減事業を利用してなお生計の維持が困難な者であることを大前提としてあり、かつ、支給にあたってその者の収入資産等を勘案するといった複雑な要件を充足するか判断する必要がある。</p> <p>また、申請から援護金支給までの事務処理も多く、申請に必要な書類も多いため、業務マニュアルの必要性を課としても認識しているが、現在マニュアルは作成されていない。さらに、平成 30 年度については研修も実施されていない。</p> <p>複雑な制度であるため、より正確迅速な事業運営を図るためにも、業務マニュアルを作成すること及び事業全般の内容や事務処理についての研修を担当職員に向け実施することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p> <p>(3) 貸付制度について【意見】</p> <p style="text-align: center;">(報告書 233 ページ)</p> <p>本事業は、申請から支給まで 3 か月程度要することから、その間対象者に支給金額の 8 割まで貸し付ける貸付制度があり、本事業の申請、相談時に職員が貸付制度について説明を行っているが、数年間利用者がいない状態である。貸付制度が必要なりうる方は生活が非常に厳しい方々であり、利用者がいないという理由で生活保護の受給に至らない者を救う唯一の受け皿である制度であるため、セーフティーネットとして制度を存続させておく必要性はあると思われる。</p> <p>しかし、そもそも貸付制度に利用者負担金援護事業申請者のニーズがあるかどうかは、疑問である。また、貸付制度の要件などが厳しいため、利用者が数年間いないということも考えられるのではないだろうか。</p> <p>貸付制度が、生活が非常に厳しいが生活保護の受給に至らない方々を救う唯一の受け皿であることは確かである。したがって、担当課には、もう一步踏み込んで貸付制度に対する申請者のニーズがあるかどうか把握してほ</p>	<p>令和 2 年度中にマニュアルを整備し、より正確迅速な事業運営を図る。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p> <p>利用者負担援護事業の申請・相談時における貸付制度の丁寧な案内・説明に努めるとともに、引き続き、利用者を担当するケアマネジャーや介護保険施設に制度の周知を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>しい。</p> <p>また、利用者が長期間いない原因を特定したうえで、貸付要件の緩和や事務手続きの簡略化も視野に入れながら、貸付制度を必要とする方がいるならば、利用できる有用な制度とすることが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（介護保険課）</p> <p>3.29 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）事務費補助</p> <p>（1）長野県との情報共有について【意見】 （報告書 235 ページ）</p> <p>各施設との会議の場を年1回設け、各施設と情報交換を行っている。その会議で挙げられた要望議事録では、消費税増税、人件費に対する補助額の増額、熱中症対策として夏季加算として夏季の補助金の増額を望むなど様々な要望がある。それらの要望に対し、市は県と連携して検討するといった趣旨の回答が散見されるが、県と情報共有する機会は今時点ではほぼないとのことである。</p> <p>施設から多くの要望があるなかで、県と連携して検討するといった趣旨の回答をしている以上は、要望に対する回答どおり、要望について県と積極的に情報共有し、連携していくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>3.31 高齢者生活福祉センター</p> <p>（1）事業担当課の見直しについて【意見】 （報告書 238 ページ）</p> <p>施設利用希望者からの利用相談、面談等の一部業務については、地域包括ケア推進課が担当しており、必要に応じて地域包括ケア推進課と連携して事業を行っている状況である。</p> <p>2課合同で1事業を担当すると、1つの課単独で事業運営を行う場合に比べ、課間の連絡や調整を図る必要が単独運営よりも多くなる傾向にある。その点を考慮すると、より効率的な運営を行うためには、両課で協議し、適切な引継ぎを行ったうえで、事業担当課を高齢者活躍支援課又は地域包括ケア推進課どちらかにするという選択肢もあるのではない</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>要望書の内容については、随時、県と共有しているとともに、予算要求時には県の状況や動向を電話で共有している。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>地域包括ケア推進課と密に連携しており、物理的にも距離が近いことから非効率にはなっていない。</p> <p>今後は、高齢者が安心して健康に生活できるよう、最も基礎的な住環境に関して、関係課と総合的に検討する。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>だろうか。効率性の観点から、事業担当課の見直しについて検討することが望まれる。 （高齢者活躍支援課）</p> <p>3.32 高齢者共同生活支援施設 （1）事業担当課の見直しについて【意見】 （報告書 240 ページ）</p> <p>施設利用希望者からの利用相談、面談等の一部業務については、地域包括ケア推進課が担当しており、必要に応じて地域包括ケア推進課と連携して事業を行っている状況である。</p> <p>2 課合同で 1 事業を担当すると、1 つの課単独で事業運営を行う場合に比べ、課間の連絡や調整を図る必要が単独運営よりも多くなる傾向にある。その点を考慮すると、より効率的な運営を行うためには、両課で協議し、適切な引継ぎを行ったうえで、事業担当課を高齢者活躍支援課又は地域包括ケア推進課どちらかにするという選択肢もあるのではないだろうか。効率性の観点から、事業担当課の見直しについて検討することが望まれる。 （高齢者活躍支援課）</p> <p>第 4 章 監査を終えて</p> <p>（1）子ども子育ての充実 【意見】 （報告書 242 ページ）</p> <p>人口減少による少子化の問題は、長野市だけの問題ではなく全国的な問題としての認識がある。よって、長野市が独自に解決できるような特効薬となる施策があるわけではなく、一見すると個別事業は単独事業として成り立っているように見受けられるが、実は相互に連携されて初めて効果が期待できるものとなっている点に意識付けが必要である。他課あるいは他部署との連携は行われているとしているが、常にこれを意識し、より効果の高い事業にしていく責任を負う。</p> <p>そもそも子ども子育てに関連する個別事業は、長野市の政策からスタートし、政策から個別施策へ、個別施策から個別事業へとコマを進めるようなイメージである（第 2 章参</p>	<p>地域包括ケア推進課と密に連携しており、物理的にも距離が近いことから非効率にはなっていない。</p> <p>今後は、高齢者が安心して健康に生活できるよう、最も基礎的な住環境に関して、関係課と総合的に検討する。  （高齢者活躍支援課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>照)。当然のことながら、個別事業を担当する課は複数の課にまたがっており、各課が効果的に動くには事業計画やマニュアル、実施要領等の指導書がないとスムーズな進行は果たせない。長野市行政改革大綱等により職員が減少する中業務をこなそうとする努力は認めるべきであり、ある程度効果が出るのに時間が必要なことも理解はできる。しかし即効性についても期待されるものであり、そのためにはどうあるべきかを検討する必要がある。</p> <p><b>【提案 1】</b>            （報告書 242 ページ）            長野市行政改革大綱により自治体職員の減少も当然考えられるべきであり、多様化している子育て支援ニーズに応えるにはどうあるべきかを考えると、人材不足が課題として挙がってくると思われる。ならばその対処法として、やらないことを決め作業を絞ってみること、そしてその作業が補助金の活用や、業務委託等の手段により成立するかどうかの検証・対応をしてほしい。</p> <p>なお、補助金は公益性が認められる活動を支援する事で、行政が抱える課題を解決するための有効な手段にはなりうるが、制度化してしまうと廃止することは難しく、社会情勢が変化しているにも関わらず、依然として既得権化されてしまう傾向にあるので留意されたい。</p> <p>（行政管理課・こども政策課）</p> <p><b>【提案 2】</b>            （報告書 242 ページ）            長野市には信州大学の一部の学部、長野県立大学、清泉女学院大学、長野女子短期大学、長野保健医療大学等幾つかの大学があり、そこに通う学生たちは貴重な資源であることを認識し、若者の子育てに関する意識や諸課題を中心とした施策フレームの構築を目指すことが望まれる。学生たちが情報を共有し、対話を重ね、企画の段階から実行まで、子ども子育てに関してともに取り組む施策フレームが構築されることを期待する。</p> <p>（企画課・こども政策課）</p>	<p>第七次長野市行政改革大綱では、本市の将来人口を見据えた行政運営を念頭に、職員数の減少も考慮しながら事務事業の見直しなどの改革に取り組んでいる。</p> <p>特に事務事業の見直しについては、事業成果だけではなく、選択と集中による効果的・効率的な行政運営を推進すること目指した事務事業評価を実施している。</p> <p>また、補助金、交付金等の制度についても、交付対象のほか交付期間等も含めた統一的なガイドラインの策定に向けた取り組みを進めている。</p> <p>特に、子育て支援に関しては市民のニーズを踏まえた、第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）をスタートしており、今後も多様な施策の推進を検討する必要があることから、補助金等の制度構築に当たっては、事業効果のほか将来的な財政負担なども念頭に置きながら検討を行う。</p> <p>（行政管理課・こども政策課）</p> <p>長野市では、市内にある高等教育機関（信州大学、長野工業高等専門学校、長野県立大学、清泉女学院大学・短期大学）と、文化・産業・医療・教育・学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする包括連携協定を締結している。</p> <p>子ども・子育て支援の分野においては、放課後子ども総合プラン事業でのスポーツ活動等の支援を行うアドバイザー登録や、子ども・子育てフェスティバルの開催に当たって、子育て支援の連携ネットワーク構築に関する学生による研究発表などを通じて子育て団体との交流、さらには子育て政策への</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 高齢者福祉政策の見直し【意見】 (報告書 243 ページ)</p> <p>ア 65 歳から 75 歳までの年層に対する政策 高齢化による高齢者への社会保障関係費は今後も増え続けていくことが予測され、逆に 税金は減ることが予測される。この社会保障 関係費は、現役の労働人口により支えられる 一面を有しているが、人口減少による高齢化 の進行は、将来においてこの関係性を崩すこ とに結び付く。つまり、今から何らかの手当 てを講じなければ、社会保障関係の制度は維 持できなくなる可能性がある。</p> <p>長野市では、「65 歳＝高齢者」を改め、「75 歳以上を高齢者」と呼ぶことを提言してい る。この提言は、高齢者施策の年齢要件等 の変更を前提としたものではないとし、65 歳 を過ぎてからも元気に活躍しようという意 識を持っていただくことを目指すとしてい る。人生 100 年と言われるように寿命が延 びつつあるこの時代において、市の財政の 健全化を視野に入れば、65 歳から 74 歳 までの年齢層に対する福祉政策について影 響の少ないところから改善していかねばな らぬと思われる。</p> <p>【提案 1】 (報告書 243 ページ)</p> <p>75 歳以上を高齢者と呼ぶ提言は、時代に 即したものであると思われる。また高年 齢者雇用安定法により企業は希望者全 員を 65 歳まで雇用することが義務付け られており、その後新たな人生を健康 的に送りたいと考える市民が今後も増 えるはずである。</p> <p>よって高齢化が長野市財政に与える影 響を考慮すると、行政サービスの低下に つながるような改善ではなく、65 歳 から 74 歳までの市民が望む行政サー ビスが何であるか、高齢者目線によ る行政サービスの要否を見極め、行政 サービスのあり方も含めて再検討と研 究が望まれる。</p> <p>(高齢者活躍支援課)</p>	<p>関心拡大につなげており、今後も様々 な機会を通じて連携し、子育て施策へ 学生の参加拡大に向けた取り組みを進 めていく。</p> <p>(企画課・こども政策課)</p> <p>県、松本市とも協議を進め、年齢にか かわらず、希望に応じていきいきと活 躍できる社会の構築を目指し、令和元 年 5 月 28 日に「しあわせ信州 生涯 活躍宣言」を県知事、県内市町村長と 共同で発表した。これにより、75 歳 以上だけでなく、65 歳から 74 歳ま での市民も活躍できるよう努めていく 必要がある。</p> <p>令和 2 年度は第九次長野市高齢者福 祉計画・第八期長野市介護保険事業計 画の策定を進めることとなっている。 策定に当たりニーズを把握するため、 60 歳以上の市民 3,000 人を対象に アンケート形式による調査を実施する ことから、調査結果を踏まえ計画策 定時に行政サービスの要否について検 討し</p>

措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>【提案 2】</b>                      （報告書 243 ページ）                      65 歳から 74 歳の市民が望む行政サービスの一つに、まだまだ元気で働ける意欲ある者への職場の提供があると思われる。市の所有する公共施設の休館日や閉庁日に従事することで、施設利用者へのサービスの向上を図りつつ、従事する高齢者には社会に必要とされる意識を持つことで、寝たきりや認知症の予防効果も期待でき、結果的に医療費等の減少にもつながるとと思われる。当然、公共施設の中には、指定管理者や業務委託先も含まれるが、これらの施設についても同様に休館日等の対応をすることによって、市側の立場をより明確に主張したサービスの提供に心がけるきっかけとなる。                      よって、65 歳から 74 歳の働く意欲のある市民に対し、市が手本となるべく公共施設等を活用するなど、働く場・就労の機会の提供を検討されることが望まれる。                      （高齢者活躍支援課）</p> <p>イ 在宅介護に対する政策                      介護保険制度により、介護の社会化が推進されてきた。                      とはいえ、あらゆる介護サービスを介護保険で網羅できているわけではない。                      これまで、長野市は在宅介護に関する様々な事業を実施してきているが、財政事情を考慮した上での選択と集中が迫られている一方で、従来の措置の時代からの事業が継続して実施されているものもある。</p> <p><b>【提案 3】</b>                      （報告書 244 ページ）                      既に受益者がいるなかで、事業を継続していることは理解できるところであるが、行政経営資源が限られている中で、在宅介護者に対する支援について「どこまで」「どうやって」事業を組み立てていくかについて検討が必要である。                      そのためにも在宅介護者支援の在り方全体の整理が求められる。                      （地域包括ケア推進課）</p> <p>(3) 子育て支援と高齢者福祉施策の融和 【意</p>	<p>ていく。                      （高齢者活躍支援課）</p> <p>健康寿命延伸・フレイル予防の取組の一環として、令和元年度はシニア就労支援セミナーを開催し、就労を希望する高齢者の就労意欲を更に高めるとともに、人材を求める企業とのマッチングを行った。また、令和 2 年度は、商工観光部と連携し、生涯現役促進地域連携事業に取り組む中で、幅広く高齢者を集めてキャリアプランニングにつながる講演会や困りごと相談会等を開催して就労への意識付けを行って上記セミナーに誘導し、より多くの高齢者に就労の機会を提供していく。                      （高齢者活躍支援課）</p> <p>見直しが必要な事業については、老人福祉専門分科会に意見を求め、限られた財源のなかで、有効な事業となるよう、継続して方策を検討していく。今後は、事業の統廃合も含めて、2040 年問題を見据えた、持続可能な事業への転換が必要であると認識している。                      （地域包括ケア推進課）</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>見】</b></p> <p style="text-align: right;">（報告書 244 ページ）</p> <p>長野市に住み、出産・育児を行い、その上で自分のキャリアも中断させないというスタイルを強く望む社会へと変わりつつある中で、これを実現するためにはどうあるべきかと問われれば、地域社会との接点が子育ての不安を解消する唯一の方法となる。そして、地域社会との接点は何かといえば、高齢者が大きなカギを握ることになる。</p> <p>75歳以上を高齢者と呼ぶ背景には、65歳からの人生は「全盛期」と定義付け、健康寿命の延伸と希望や意欲による社会活躍の実現を目指すことにある。実際に65歳以上の市民であって、元気に毎日を暮らしている者は大勢いる。</p> <p>長野市行政として、真にこれを目指しているのであれば、65歳からの人材を活用しない術はない。もしも子育て支援に高齢者福祉施策が融合できたとすると、その効果は大きいと思われる。子育てと高齢者に対する事業の融和を検討すべきである。</p> <p><b>【提案1】</b></p> <p style="text-align: right;">（報告書 244 ページ）</p> <p>子育てと高齢者に関係する事業の融和を検討する際に重視しなければならない事の一つに、点で検討するのではなく線で検討することが挙げられる。点で検討するとは、すなわち、個別事業単体での検討となるが、線で検討するとは、個別事業相互の関係性をも含めて検討するということである。それには、個別事業受益者による既得権に捕らわれることなく、融和を意識した事業整理が必要である。</p> <p>各事業を整理する中で世代間の負担の公平性について検討することも線で検討する重要課題である。</p> <p>子どもについては少子化でより手厚い施策を展開し、より子育てしやすい環境整備が求められる。一方で高齢者は健康寿命の延伸により、生涯現役の意識に基づく働く環境づくりが求められる。今後の在り方を考えると、事業そのものを見直すと同時に負担の在り方についても見直しがなされるべきである。例えば、公共交通について子どもが半額である</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>世代間負担の公平性の在り方の見直しについては、人口減少局面を迎えている中で、事業の選択と集中も含めて、持続可能な行政サービスを推進するために必要であり、行政サービスの利用者の負担に関する基準等も参考に、子育て関連事業等と比較の上で整理し、高齢者福祉施策を進めていきたい。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>子育て施策への高齢者の関わり方として、第二期長野市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）において、高齢者を含めた地域住民や子育てサークル、NPO、民間企業等の協力により、社会全体で子どもの育ち・子育てを支援することとしている。</p> <p>具体的には、放課後子ども総合プラン施設におけるアドバイザーや地域ボランティアとしての活用、保育所における世代間交流等に取り組んでいる。</p> <p>今後も高齢者の更なる活用の観点からの施策構</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>のに対し、高齢者が3割を基準に計算した額という在り方が妥当であるのか。世代間負担の公平性という線をつなげる観点からも見直しを検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者活躍支援課) (こども政策課)</p> <p><b>【提案2】</b></p> <p style="text-align: right;">(報告書 245 ページ)</p> <p>住み慣れた地域で暮らし続ける意義は大きい。そこに住民の連帯や役割分担があれば、尚更の事住みやすさも増大すると思われる。</p> <p>しかし、安定した就業先がなければ生活も困難となる。これらの不安から出産、育児、教育に対して消極的になる若い世代が存在することになる。特に女性の場合、仕事を持っているの産・育児となると、尚更の事職場復帰は難しいと考え消極的になるのも理解できる。こうした不安を払拭するような子育て支援に応えるには、やはり保育の充実である。保育の充実は産・育児を考える女性にとって大きな安心と希望を与えることができる。例えば、延長保育や夜間保育、休日保育といったニーズに応えるには、それなりの人材が必要である。しかし、長時間保育の拡大は保育士の激務を意味し、保育士が不足する中で疲弊による労働環境の悪化へとつながりかねない。</p> <p>今後において、生涯現役の活力ある高齢者が増えることで、地域コミュニティ保育のような子育てという地域貢献の方法を具体的に提案することで、社会参加する高齢者が増え、社会課題の解決に寄与することになる。それは専門家の指導の下に65歳以上の方々に育児経験を活かして活躍してもらおう。当然、それに見合った賃金を支払うのだが、生きがいを持って仕事をしてくれるであろうし、子どもという社会の財産を通したつながりが、世代をつなげるきっかけになると期待する。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者活躍支援課) (保育・幼稚園課)</p>	<p>策を模索していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(こども政策課)</p> <p>対象になる世代の就労する場の選択肢として認知されるよう、実施している就労セミナーでの周知を図るなど、現在取り組んでいる事業の中に取り入れていきたい。</p> <p style="text-align: right;">(高齢者活躍支援課)</p> <p>保育所は、設置基準や職員配置について法律で定められており、保育に従事する職員は保育士等の有資格者とされている。</p> <p style="text-align: right;">(保育・幼稚園課)</p>

## 措置の通知書

令和元年度 包括外部監査

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>【提案3】</b></p> <p style="text-align: right;">（報告書 245 ページ）</p> <p>長野市では、高齢者の社会参加活動・生きがいづくりの一環として、かがやきひろば（老人福祉センター）やシニアアクティブ（高齢者活動）ルーム等がある。これらの施設と地域子育て支援センターが交流する機会の設定をすることで、高齢者は同じ地域に住む子どもと触れ合うことができ、子どもの親は高齢者から子育ての知恵を授かることができる。</p> <p>さらにこの関係性は、地元地域におけるコミュニティの発展につながり、地域の中で地域を支えていく人材を育てる取組につながる。目的別の施設にこだわるのではなく、複数の目的を達成できる仕組みを実施することが望まれる。</p> <p>また、個別事業や補助金についても縦割りや個別の対象を前提としたものとならないよう、可能な限り融合して実施することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課） （保育・幼稚園課）</p>	<p>老人憩の家では、地域の保育園児を施設に招待し、利用者と交流を定期的に行っている。かがやきひろば戸隠では、子育て中の親から高齢の人が一つの講座に参加して交流を深める、3世代ヨガ講座を3年前から実施している。</p> <p>今後は、利用者アンケート等や聞き取りから効果を測定し、他の施設でも取り組むことを目指していけるように、指定管理者等と検討していく。</p> <p>また、世代間交流により事業の相乗効果が期待できるよう、部局横断的な視点で検討していく。</p> <p style="text-align: right;">（高齢者活躍支援課）</p> <p>老人福祉センター等を活用している高齢者と地域子育て支援センター等を活用している子ども及び保護者との交流については、機会の創出を図っていききたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育・幼稚園課）</p>